

平成19年6月

各位

株式会社 エルフ
代表取締役 福田 京子

**平成19年度「福祉用具供給事業従事者研修会」開催のご案内
(福祉用具専門相談員指定講習会)**

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、福祉用具レンタルサービスと福祉用具販売サービスに共通する福祉用具供給事業従事者研修会を下記のとおり開催致します。

本研修会は、高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な福祉用具等を提供するため、必要な知識や技能を有する従事者を育成し、もって高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的としております。

あわせて、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険制度における大臣指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とします。

ご多忙中誠に恐縮ですが、ご担当者のご参加について格別のご配慮を賜りますよう、ご案内方々お願い申し上げます。

なお、弊社では本研修を介護保険における福祉用具貸与事業者の人員基準で定める指定講習会(大阪府知事が指定した講習会)の指定を受けて実施するものです。

敬具

主催 株式会社エルフ

期間 平成19年10月22日(月) ~ 10月27日(土)

募集は、開講2ヶ月前をめどに行います。

募集定員 各期間それぞれ90名 <先着順>

最小実行人員に満たない場合は、中止することがございますので、ご了承ください。

お申込方法・受講料 [次ページの「研修申込の流れ」](#)をご覧ください。

お問合せ先 株式会社エルフ 本社

大阪市福島区福島5丁目17番30号

TEL 06 - 4797 - 5501 FAX 06 - 6453 - 5548

<平成19年度開催予定>

—5月21日(月)~26日(土)—

10月22日(月)~27日(土)

12月17日(月)~22日(土) 追加開催

H20年2月18日(月)~23日(土)

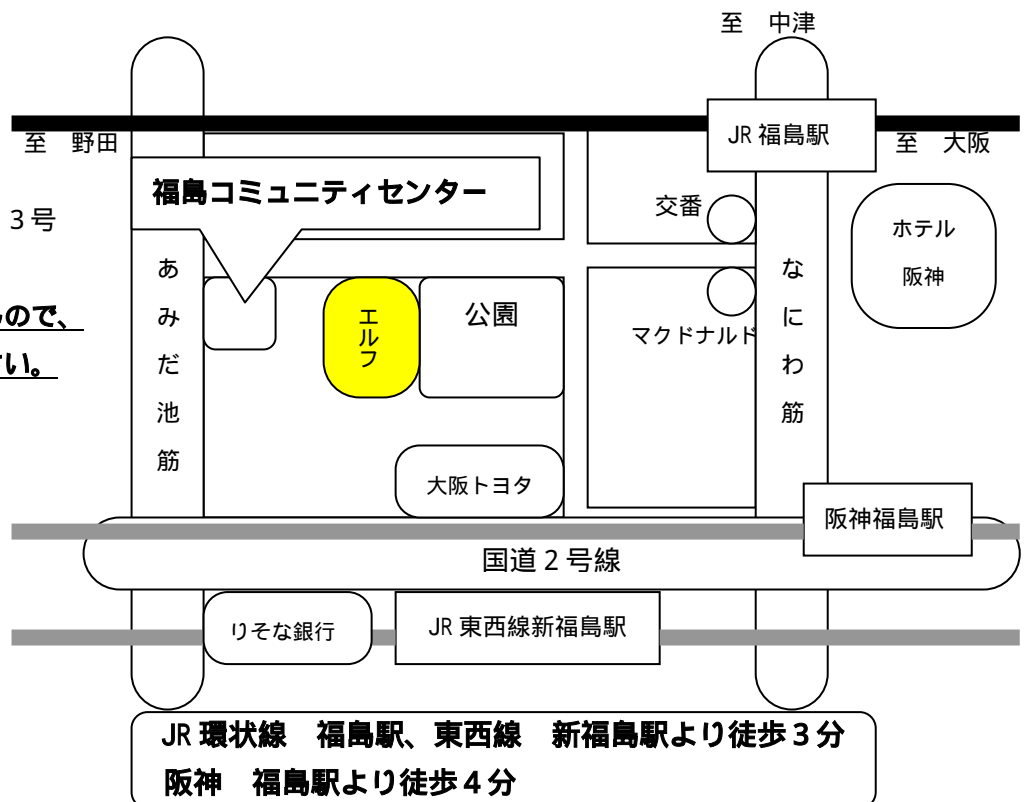
会場案内図

福島コミュニティセンター

〒553-0003

大阪市福島区福島5丁目17番23号

**会場には駐車場がございませんので、
お車でのお越しはご遠慮ください。**



< 研修申込の流れ >

電話予約

電話にて予約をして頂きます。先着順で定員になり次第、締め切らせて頂きます。
< TEL:06 - 4797 - 5501 >



申し込み用紙送付

募集要項に添付しました申込書をFAXにて送って頂きます。

< FAX:06 - 6453 - 5548 >



入金

申込書の送付と同時に入金して頂きます。

受講料: 一人 32,000円(消費税・テキスト代含む) < 銀行振込手数料含まず >

振込先銀行: 三井住友銀行 大阪中央支店

普通口座: No. 1133426

名義: 株式会社エルフ

申込企業名と振込企業名が異なる場合は、必ずご連絡下さい。



受講決定

申込書と入金を確認した後に受講決定をFAXにてお知らせいたします。

なお、FAXがない方は、郵送でお知らせいたします。

受講票・テキストは研修初日に受付でお渡しします。

の電話予約後、 の手続きは、1週間以内をお願いします。

入金に関しまして、必ず電話にて予約をしてからお願いします。受講できない場合の返金の手数料はご負担して頂くこととなりますので、ご了承ください。

必ず電話にて予約をしてから申込書を送付してください。申込書だけ送られた場合、定員に達していると、受講できない恐れがあります。

- キャンセル料について -

入金後のキャンセル料は、以下のようになっております。

開講2週間前まで	銀行振込手数料のみ
開講2週間前以降	銀行振込手数料 + 6,400円
開講1週間前以降	銀行振込手数料 + 16,000円
開講3日前以降	32,000円(全額)

土曜、日曜、祝日にキャンセルの受付は出来ませんのでご了承ください。

- 注意事項 -

1時間でも欠席されると部分受講となり、次回の研修に不足分を追加受講して頂くこととなります。その場合あらたに補講時間相応の受講料をご請求致しますので、6日間なるべく都合をつけてご参加ください。

当日持参して頂くものは、筆記用具・カリキュラム・スリッパです。部分受講の方は、資格の証明書もお持ちください。なお、昼食は各自でご用意ください。

会場への入場・受付は、開始30分前から行います。

宿泊希望の方は、ホビートラベル㈱ < TEL 06 - 6451 - 7817 > まで直接お問合せください。

受講履歴の管理及び修了証発行のため、シルバーサービス振興会と大阪府に研修受講者の個人データを提供いたしますので予めご了承ください。

福祉用具供給事業従事者研修の受講免除の取り扱いについて

1. 「医療または福祉に関する資格者」

下記の「医療または福祉に関する資格者」は、当研修の「講義」部分の全ての受講を省略できる（カリキュラムの太枠16時間のみの受講となります）

「医療または福祉に関する資格者」とは、介護福祉士、義肢装具士、保健士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士の資格者とホームヘルパー1・2級（平成8年度以降1・2級課程修了者）をいう。

この場合、「福祉用具供給事業従事者研修会」（振興会）の修了証は交付できるが、「福祉用具専門相談員指定講習会」（大阪府指定）の修了証書は交付できません。

2. 「振興会が指定するカリキュラム以外の福祉用具専門相談員指定講習会（40H）の修了者」

「振興会が指定するカリキュラム以外の福祉用具専門相談員指定講習会の修了者（福祉用具専門相談員講習会のみ修了者）」は、職業倫理を除く「講義」部分の受講を省略できる。

（職業倫理 + カリキュラムの太枠16時間の受講となります）

この場合、受講部分についての「受講済証」（振興会）のみ交付いたします。

福祉用具供給事業従事者現任研修（45H）の受講を希望される方は、全課程（50H）の受講が必要です。開催日程等につきましては、（社）シルバーサービス振興会までお問い合わせ下さい。（TEL 03-5276-1600）

3. 過去の受講部分

1年以内に振興会の福祉用具供給事業従事者研修の一部を受講し、未受講部分を受講する場合は、受講済み部分の受講を省略できる。（同一研修機関に限ります）

4. 振興会が別に実施した在宅サービス事業従事者研修の修了者・受講済者の受講免除

振興会が別に実施した在宅サービス事業従事者研修の修了者・受講済者が、福祉用具供給事業従事者研修において省略できる科目は下表のとおりとする

この場合、「福祉用具供給事業従事者研修会」（振興会）の修了証は交付できるが、「福祉用具専門相談員指定講習会」（大阪府指定）の修了証書は交付できません。

研修名	省略できる科目
訪問入浴介護サービス従事者研修	老人保健福祉に関する基礎知識 高齢者の心理 介護と福祉用具に関する知識（共通部分） 職業倫理
在宅配食サービス従事者研修	老人保健福祉に関する基礎知識 職業倫理

注意事項

当研修会は、シルバーサービス振興会指定「福祉用具供給事業従事者研修会」と大阪府指定「福祉用具専門相談員指定研修会」を兼ねております。

なお、上記「医療または福祉に関する資格者」は、厚生省令第37号第194条において福祉用具専門相談員であることが認められております。

会場 福島コミュニティセンター 3階

< 研 修 内 容 >

科 目		時 間	内 容
講 義	老人保健福祉に関する基礎知識	2	老人保健制度の概要 ・老人保健福祉の基本的な制度についての理解 ・老人保健福祉サービスについての理解 ・関連法規についての理解
	介護と福祉用具に関する知識	20	介護に関する基礎知識 ・介護の目的、機能と基本原則についての理解 ・在宅介護の特徴と基本的対応についての理解 介護技術 ・食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術についての理解 ・体位変換、移動時等の基本的な介護技術についての理解 介護場面における福祉用具の活用 ・介護場面における福祉用具利用の理解 ・一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法の理解
	関連領域に関する基礎知識	10	2 高齢者の心理 ・高齢者の生活・行動と心理についての理解 ・高齢者の家族に対する理解 6 医学の基礎知識 ・人体の基礎的構造についての理解 ・老齢期に見られる疾病と障害について 2 リハビリテーション概要 ・理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションにおける福祉用具の役割及び活用についての理解
	職業倫理	2	・福祉用具供給事業者に求められる責務および活用についての理解 ・利用者および家族のプライバシーの保護 ・家族とのコミュニケーションの確保 ・最善の介護方法の追求 ・不断の自己研鑽 ・利用者の私生活への不介入 ・慎むべき話題
実 習	福祉用具の活用に関する実習	16	1 福祉用具提供の実際（総論） ・福祉用具の選定相談および適合性の確保の重要性等福祉用具提供における基本的事項 12 福祉用具の理解 ・それぞれの一般的な機器の特徴、使用方法、使用上の注意事項についての理解 ・排泄関連用具（2時間） ・入浴関連用具（2時間） ・移動、移乗関連用具（2時間） ・起居、褥瘡予防関連用具（2時間） ・その他（4時間） {視聴覚1時間、コミュニケーション1時間、食事、自助具1時間、衣料、用品1時間} 3 住宅改修の基礎知識 ・住宅改修等福祉用具の使用環境のあり方についての理解
合計時間		50	